

山口市大内矢田南共同墓地樹木伐採業務委託仕様書

1 業務名

山口市大内矢田南共同墓地樹木伐採業務

2 業務の目的

本業務は、山口市大内矢田南共同墓地内の樹木が隣接する敷地へ越境している状況を是正することを目的とする。

3 履行場所

山口市大内矢田南共同墓地内(山口市大内矢田南八丁目1番3、5番8、26番)

4 委託期間

契約日の翌日から令和8年(2026年)12月28日まで

5 樹木伐採等の内容

(1)作業範囲及び伐採樹木

山口市大内矢田南共同墓地のうち、別紙位置図・作業箇所図で示す範囲とする。樹木の本数は概数である。範囲内の樹木全てを対象とする。

伐採樹木
カイヅカイブキ 約130本 その他雑種木 約20本

(2)伐採作業

現状樹高5メートルの樹木を 30cm の高さとする。なお、伐根は行わないものとする。

(3)伐採後の樹木等の処理

伐採樹木等の発生材については、適切に分別、積込を行い、法令等に基づく許可を受けた処理施設へ搬出し処分すること。

6 法令等の遵守

受託者は、業務執行にあたり、労働安全衛生法その他関係法令を遵守すること。

7 作業における留意事項

(1)作業従事者は、当該作業に熟練したものとし、担当職員の指示に従い作業を行うこと。

(2)受託者は、伐採作業を行う際に、周囲の墓石等に損害を及ぼさないよう細心の

注意をはらうこと。万一、第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において補償及び原状回復を行うこと。

(3)受託者は、作業遂行にあたり安全を最優先とし、第三者に危険・迷惑・損害を及ぼさないよう十分に配慮すること。万一、第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において補償及び原状回復を行うこと。

(4)作業により発生した廃棄物は持ち帰り適切に処分すること。

(5)作業を行う際に、事前に山口市地域生活部生活安全課に連絡のうえ、作業日の調整を行うこと。

(6)仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた場合は、山口市地域生活部生活安全課と協議をすること。

(7)墓参者の通行を妨げるような行動をしないこと。またお盆(8月13日～8月16日)及びお彼岸前後(9月20日～9月26日)の期間は作業を実施しないこととする。

8 提出書類

業務着手前に次の関係書類を提出すること。

(1)現場代理人届

作業責任者は、現場で実際に作業を指揮、市職員と連絡調整にあたる者としてすること。

(2)作業計画書

作業工程表を添付のこと。

業務完了後に次の関係書類を提出し、完了検査を受けること。

(1)業務開始前に施工場所の写真及び近隣の墓地区画の写真を撮影し、業務終了後は、施工場所の写真と併せて提出すること。

(2)業務完了報告書

作業状況の確認が可能な写真を添付のこと。

